

## 法人税関係

# 新リース会計基準の適用による税会不一致

### 1 はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、令和6年9月13日に「リースに関する会計基準（企業会計基準第34号）」、「リースに関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第33号）」、「実務対応報告及び移管指針（企業会計基準第35号等）」（以下これらを合わせて「新会計基準等」という。）を公表した。

新会計基準等では、借手のすべてのリースについて、資産及び負債を計上することとされた。

この新会計基準等は、令和9年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することとされている。ただし、令和7年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することもできる。

### 2 会計処理の変更

従前において、ファイナンス・リース取引は通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引は通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うとされていた。

新会計基準等では、借手のすべてのリースについて下記の処理を行うこととされた。

#### (1) リース開始時の処理

##### ① 使用権資産の計上

リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により使用権資産を計上する。

##### ② リース負債の計上

原則として、リース開始日において未払である借手のリース

料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法により計上する。

#### 【仕訳】

(借方) 使用権資産 ××

(貸方) リース負債 ××

※ 使用権資産とリース負債が同額の場合

#### (2) リース料支払時の処理

##### ① 利息相当額の計上

リース負債に係る利息相当額を費用計上する。利息相当額を借手のリース期間にわたり配分する方法は、原則として、利息法による。

##### ② 減価償却費の計上

契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに係る使用権資産の減価償却費は、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。この場合の耐用年数は、経済的使用可能予測期間とし、残存価額は合理的な見積額とする。

契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリース以外のリースに係る使用権資産の減価償却費は、定額法等の減価償却方法の中から企業の実態に応じたものを選択適用した方法により算定し、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により減価償却費を算定する必要はない。この場合、原則として、借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする。

#### 【仕訳】

(借方) リース負債 ××

(借方) 支払利息 ××

(貸方) 現預金 ××

(借方) 減価償却費 ××

(貸方) 使用権資産 ××

### 3 税務処理と会計処理の不一致

従前において、オペレーティング・リース取引は通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うとされていたため、オペレーティング・リース取引に係る会計上の費用の額と法人税法上の損金の額は基本的に一致していた。

今回の会計基準等の改正に伴い、法人税法の取扱いがどうなるか注目されたが、借手の処理についての改正は基本的に行われず、さらに法人税法上のリース取引以外の賃貸借取引については、その取引に係る契約に基づき支払うこととされている金額のうちその事業年度に債務が確定した部分の金額が、損金の額に算入されると新たに明示された（法法53①）。

今回の会計基準等の改正により、オペレーティング・リース取引に係る会計上の費用の額は、リース負債に係る利息相当額及び使用権資産に係る減価償却費となるため、法人税法上の損金の額と異なることとなる（税会不一致）。したがって、オペレーティング・リース取引について新会計基準等に則って会計処理を行った場合には、申告調整が必要となる。

右山研究グループ  
税理士 星山 光雄